

年少扶養控除等のみなし適用の廃止による影響

【国の制度】

- ①年少扶養控除等のみなし適用として、16歳未満については、1人あたり19,800円の所得割控除
- ②年少扶養控除等のみなし適用として、16歳以上19歳未満については、1人あたり7,200円の所得割控除
- ③保育料について、第2子は第1子の半額、第3子からは無料となっている。
- ④多子カウントの方法については、所得階層の低い世帯への支援策として、市民税所得割額が57,700円未満世帯の多子カウントは「年齢制限なし」としている。
- ⑤市民税所得割額が57,700円以上世帯の多子カウントは年齢制限を設けており、「小学校就学前まで」としている。
- ⑥ひとり親世帯への支援として、市民税所得割額が77,101円未満世帯の保育料は、第1子は約半額、第2子は無料としている。

【年少扶養控除等のみなし適用の廃止による影響がある世帯】

【参考事例A】 両親あり、2歳の家族構成。市民税所得割額は131,400円。

- 年少扶養控除等のみなし適用の場合
 - ・年少扶養控除適用により19,800円×1人 = 19,800円が控除され、市民税所得割額は111,600円
 - ・階層はD7
- 年少扶養控除等のみなし適用を廃止した場合
 - ・階層はD8

【参考事例B】 両親あり、7歳・2歳・1歳・0歳の家族構成。対象は2歳。市民税所得割額は131,400円。

- 年少扶養控除等のみなし適用の場合
 - ・年少扶養控除適用により19,800円×4人 = 79,200円が控除され、市民税所得割額は52,200円
 - ・階層はD5①
 - ・市民税所得割額が57,700円未満となり、多子カウントは「年齢制限なし」となるため、「第2子」として保育料は半額となり、0円となる。
- 年少扶養控除等のみなし適用を廃止した場合
 - ・階層はD8
 - ・市民税所得割額が57,700円以上となり、多子カウントは「小学校就学前まで」となるため、「第1子」として保育料が適用となり、30,200円となる。

【参考事例C】 ひとり親、4歳・2歳・0歳の家族構成。対象は2歳。市民税所得割額は131,400円。

- 年少扶養控除等のみなし適用の場合
 - ・年少扶養控除適用により19,800円×3人 = 59,400円が控除され、市民税所得割額は72,000円
 - ・階層はD6
 - ・第2子として保育料が適用となり、0円となる。
- 年少扶養控除等のみなし適用を廃止した場合
 - ・階層はD8
 - ・第2子として保育料が適用となり、15,100円となる。

	年齢	年少扶養控除みなし適用の場合				年少扶養控除みなし適用廃止の場合				所得割 増加額 ③－①	保育料 増減額 ④－②
		所得割額 ①	階層	多子 区分	保育料 ②	所得割額 ③	階層	多子 区分	保育料 ④		
A	2	111,600	D 7	1	29,400	131,400	D 8	1	30,200	19,800	800
B	2	52,200	D 5 - 1	2	0	131,400	D 8	1	30,200	79,200	30,200
C	2	72,000	D 6	2	0	131,400	D 8	2	15,100	59,400	15,100